

ホルムアルデヒド発散等級表示規程 第 5 条（審査基準）第 3 項に関する付則

2023 年 4 月 1 日制定

・審査は、下表の内容で行う。

表 1

材料		書面等	確認内容
基材	JIS 製品, JAS 製品	JIS, JAS 認定書	期限・適用等が有効であること
		JIS, JAS に規定された測定方法によるホルムアルデヒド放散量データ	放散データが規格値を満たしていること
	大臣認定品	大臣認定書および付属書	
		第三者の測定データ	放散データが規格値を満たしていること
	団体表示制度の登録品	団体等の登録証またはメーカーが団体等の規定に基づいて行っている表示	期限・適用等が有効であること
接着剤	JIS 製品	JIS 認定書	期限・適用等が有効であること
	大臣認定品	大臣認定書および付属書	
		第三者の測定データ	データが規格値を満たしていること
接着剤工業会認定品	JAIA 番号の記載された SDS または JAIA 登録証	期限が有効であること	
化粧材料	ホルムアルデヒドに関する書面（参考様式 ※）		特徴的な材料など、必要に応じて、材料の最新版の SDS を確認する
塗料			

(参考様式 ※)

ホルムアルデヒドに関する証明書

年 月 日

(納入先社名) 殿

会社名
担当部署など
住所等連絡先

印

当社が使用している下記製品は、ホルムアルデヒドを使用しておりません。
従って、ホルムアルデヒドの発散に影響を与えることはありません。

記

- ・製品名、品番など
添付資料：安全データシート（SDS）

(複数の場合は列記)

※SDS には、資料番号を付与し、別紙様式 2 または別紙様式 5 に、その番号を記入してください。